

うに加工品に関する 個別品目ごとの表示ルール の見直しの検討について

- 1 うに加工品の個別ルール
- 2 業界団体等の要望の概要

令和6年9月

消費者庁食品表示課

1 うに加工品の個別ルール

個別的義務表示がある品目	別表第3	別表第4				別表第5	別表第19	別表第20	別表第22
	食品の定義	横断的義務表示事項に係る個別ルール				名称規制	加工食品の個別的義務表示	表示の様式・方法	表示禁止事項
		名称	原材料名	添加物	内容量				
うに加工品	●	●	●	—	—	●	●	●	●
うにあえもの	●	●	●	—	—	●	●	●	●
乾燥わかめ	●	●	●	—	—	●	—	—	●
塩蔵わかめ	●	●	●	—	—	●	●	●	●
ハム類	●	●	●	●	—	●	—	—	●
ベーコン類	●	●	●	●	—	●	—	—	●
プレスハム	●	●	●	●	—	●	●	●	●
混合プレスハム	●	●	●	●	—	●	●	●	●
ソーセージ	●	●	●	●	—	●	●	●	●
混合ソーセージ	●	●	●	●	—	●	●	●	●
チルドハンバーグステーキ	●	●	●	●	●	●	●	●	●
チルドミートボール	●	●	●	●	●	●	●	●	●
調理冷凍食品	●	●	●	●	●	—	●	●	●
農産物缶詰及び農産物瓶詰	●	●	●	—	—	—	●	●	●
トマト加工品	●	●	●	—	—	●	●	●	●
乾しいたけ	●	●	●	—	—	●	—	—	●
農産物漬物	●	●	●	●	—	—	—	—	●
ジャム類	●	●	●	●	●	—	●	●	●
乾めん類	●	●	●	●	●	—	●	●	●
即席めん	●	—	●	●	●	—	●	—	●
マカロニ類	●	●	●	●	—	●	●	●	●
パン類	●	●	●	—	●	—	—	—	—
凍り豆腐	●	●	●	●	●	—	●	●	●
畜産物缶詰及び畜産物瓶詰	●	●	●	—	—	—	●	●	●
煮干魚類	●	●	●	—	●	—	—	—	●
魚肉ハム及び魚肉ソーセージ	●	●	●	●	●	●	●	●	●
削りぶし	●	●	●	—	●	●	●	●	●
みそ	●	●	●	—	—	●	—	—	●
しょうゆ	●	●	●	—	—	●	—	—	●
ウスターソース類	●	●	●	●	—	●	—	—	●
ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料	●	●	●	—	●	●	—	—	●
食酢	●	●	—	●	—	●	●	●	●
風味調味料	●	●	●	—	—	—	●	●	●
乾燥スープ	●	●	●	●	●	●	●	●	●
食用植物油脂	●	●	●	●	—	●	—	—	●
マーガリン類	●	●	●	●	—	●	●	●	—
チルドぎょうざ類	●	●	●	●	●	●	●	●	●
レトルトパウチ食品	●	●	●	●	●	—	●	●	●
調理食品缶詰及び調理食品瓶詰	●	●	●	—	—	—	●	●	●
炭酸飲料	●	●	●	—	—	—	—	—	●
果実飲料	●	●	●	●	—	—	●	●	●
豆乳類	●	●	●	●	—	●	●	●	●
にんじんジュース及びにんじんミックスジュース	●	●	●	—	—	●	—	—	●

○別表第3：食品表示基準の対象となる食品に係る定義

食品	用語	定義
うに加工品	粒うに	うにの生殖巣に食塩を加えたもの（以下この表、別表第4、別表第19、別表第20及び別表第22のうに加工品の項において「塩うに」という。）又はこれにエチルアルコール、砂糖、でん粉、酒かす、調味料（アミノ酸等）等（以下うに加工品の項において「エチルアルコール等」と総称する。）を加えたものであって、塩うに含有率が65%以上のものをいう。
	練りうに	塩うに又はこれにエチルアルコール等を加えたものを練りつぶしたものであって、塩うに含有率が65%以上のものをいう。
	混合うに	塩うににエチルアルコール等を加えたもの又はこれを練りつぶしたものであって、塩うに含有率が50%以上65%未満のものをいう。
	うに	次に掲げる科に属するうにをいう。 一 おおばふんうに科（ <i>Strongylocentrotidae</i> ） 二 ながうに科（ <i>Echinometridae</i> ） 三 らっぱうに科（ <i>Toxopneustidae</i> ）
	塩うに含有率	次の算式により算出した百分比をいう。 使用する塩うにの重量（g）×使用する塩うにの固乾物含有率（%）÷塩うにの基準の固乾物含有率（%）÷製品の内容量（g）×100 塩うにの基準の固乾物含有率＝35% （注）固乾物含有率は、試料約3gを量り取り、105℃で5時間乾燥した後ひょう量し、試料重量に対する乾燥後の重量の百分比とする。

○別表第４：横断的義務表示事項に係る個別のルール

食品	表示事項	表示の方法
うに加工品	名称	粒うににあっては「粒うに」と、練りうににあっては「練りうに」と、混合うににあっては「混合うに」と表示する。
	原材料名	使用した原材料を、次の一及び二の区分により、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、それぞれ一及び二に定めるところにより表示する。 一 原材料のうには、「塩うに」、「うに」のいずれか又は双方を表示する。 二 一以外の原材料は、次に定めるところにより表示する。 イ 「エチルアルコール」、「砂糖」、「みりん」、「でん粉」、「酒かす」、「食塩」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあっては「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖にあっては「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖混合高果糖液糖にあっては「砂糖・高果糖液糖」と表示する。 ロ 表示する砂糖類の名称が２種類以上となる場合は、イの規定にかかわらず、「砂糖類」又は「糖類」の文字の次に、括弧を付して、「砂糖、ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用する場合は「砂糖・ぶどう糖果糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖ぶどう糖液糖を併用する場合は「砂糖・果糖ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用する場合は「砂糖・高果糖液糖」と表示する。

○別表第５：名称規制に係る食品及びその名称

食品		名称
うに加工品	粒うに	粒うに
	練りうに	練りうに
	混合うに	混合うに

○別表第19：一般用加工食品の個別的表示事項

食品	表示事項	表示の方法
うに加工品	塩うに含有率	%の単位で、単位を明記して表示する。
	名称の用語（商品名に名称の用語を使用していない場合に限る。）	別表第4のうに加工品の名称の項に定める名称の用語を表示する。

○別表第20：様式、文字ポイント等表示方式等の個別ルール

- ・名称
- ・原材料名
- ・添加物
- ・原料原産地名
- ・塩うに含有率
- ・内容量
- ・賞味期限
- ・保存方法
- ・原産国名
- ・製造者

食品	様式	表示の方式
うに加工品及びうにあえもの	備考 別記様式1の備考の規定による。	第8条各号（第3号を除く。）の規定によるほか、名称の用語は、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、JISZ8305に定める14ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。

○別表第22：個別食品に係る表示禁止事項

食品	表示禁止事項
うに加工品	1 塩うにを、当該塩うにを製造した場所で当該塩うにを製造した直後に瓶に入れ、これにエチルアルコールを加え又は加えないで瓶詰にしたもの以外のものに表示する「磯詰め」その他これに紛らわしい用語 2 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語。ただし、品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語については、品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された製品であって受賞年を併記してあるものに表示する場合は、この限りでない。

項目	見直し要望	
別表3 定義	一部修正	・「粒うに」「練りうに」は、長年使用してきた名称であり原料にうにを多く含む名称として、うにの含有率について、「塩うに含有率（65%以上）」から、「製品に占めるうにの重量率（うに重量配合率）（50%以上）」に見直した上で、維持を希望する。 ・「混合うに」は、商品がほとんどないため、廃止を希望する。 ・原料として使用できる「うに」の範囲は、近年のうにの流通事情を考慮し、廃止を希望する。 ・「塩うに含有率」は、定義がわかりにくいことから、廃止を希望する。
別表4 個別ルール（名称）	一部修正	・「混合うに」の定義廃止に伴い、該当部分廃止。「粒うに」「練りうに」は、現状維持を希望する。
別表4 個別ルール（原材料名）	廃止	・横断ルールでも対応可であることを考慮し、廃止を希望する。
別表5 名称規制	一部修正	・「混合うに」の定義廃止に伴い、該当部分廃止。「粒うに」「練りうに」は、現状維持を希望する。
別表19 追加的な表示事項	一部修正	・「塩うに含有率」については、定義廃止に伴い、廃止を希望する。 ・名称の用語については、現状維持を希望する。
別表20 表示の様式	廃止	横断ルールでも対応可であることを考慮し、廃止を希望する。
別表22 表示禁止事項	廃止	横断ルールでも対応可であることを考慮し、廃止を希望する。